

裁量信託の受益権の譲渡性・差押可能性

—アメリカ法を中心に—

関西学院大学法学部教授 木村 仁

— 目 次 —

- | | |
|---------------------------|----------------------------------|
| I. はじめに | 2. 受託者が受益者に対する利益の給付を決定した場合における権利 |
| II. 裁量権の濫用と受益者の給付請求権 | 3. 自益信託の特例 |
| III. 受益者の債権者および受益権の譲受人の権利 | IV. 結 語 |
| 1. 受託者に対して利益の給付を強制する権利 | |

I. はじめに

アメリカ法において、一般的に受益権の譲渡性・差押可能性は認められているが、他方で、受益権の譲渡または受益者の債権者による受益権に対する権利行使を制限する方法はいくつか存在する。

最も確実であるのは、浪費者信託 (spendthrift trust) の設定である。他益信託の信託条項において、受益権の譲渡および受益権に対する差押えを禁止する旨を定めた浪費者信託の有効性は、ほとんどの州で承認されている⁽¹⁾。すなわち、浪費者信託においては、原則として受益者は受益権を有効に譲渡することができず、また受益者の債権者は、一定の特別な債権を有する場合を除き、受益権に基づく支払期限未到来の将来の給付請求権に対して差押えをすることができない⁽²⁾。ただし、浪費者信託の受益者の債権者は、受益者に給付された財産に対して、または支払

期限到来後における給付請求権に対して権利を行使することは可能である。

また、受益権の譲渡や受益権に対する差押えを間接的に制限する方法としては、一定の場合—例えば、受益者が受益権を譲渡しようとしたとき、または受益者の債権者が受益権に対する差押えをしようとした場合—受益権が消滅すると定めておくことが考えられる。アメリカでは、このような信託条項の有効性も一般的に承認されている⁽³⁾。

以上に加えてアメリカでは、間接的に受益権の譲渡や受益権に対する権利行使を制限する手段として、裁量信託 (discretionary trust) も利用されている。裁量信託とは、受託者が、受益者のうち誰に、いつ、どの程度、どのような方法で利益を給付するかなど信託の利益の分配につき裁量権を与えられている信託をいう⁽⁴⁾。例えば、受託者は、複数受益者に信託の収益をすべて給付する義務を負うが、誰にいくらの額を給付するかについて裁

量権を有する信託 (spray trust と呼ばれる)、収益受益者に信託の収益を給付することができるが、信託の元本に蓄積する裁量権を有する信託 (sprinkle trust と呼ばれる)、または信託の元本を取り崩して、収益受益者に給付する裁量権を有する信託などである。

裁量信託の本来的機能の一つは、信託の利益の分配について、受益者をめぐる事情の変更に対応できるように柔軟性を持たせることであるが、受益者の債権者または受益権の譲受人から受益権を隔離する機能も有するといわれている⁽⁵⁾。裁量信託の受益者が、受託者に対して信託の利益の給付を強制できる場合は限定されているのであるから、理論的には、受益者の債権者または受益権の譲受人が、受託者に対してその給付を強制できる場合も限られるといえる。しかしながら、裁量信託の受益者の債権者および受益権の譲受人が、いかなる場合にいかなる権利を行使することができるかについては、判例、リステイトメント、統一信託法典 (Uniform Trust Code)、各州制定法および学説において、様々な理論が展開されている。

我が国では、特別障害者扶養信託など特定の受益者の扶養を目的とする信託については、受益権の性質上、譲渡性・差押可能性が認められないとする見解が多数であるが⁽⁶⁾、信託の目的および信託行為の定めにより受益権の譲渡性・差押可能性の制限を安易に認めることに対して批判的な見解も有力である⁽⁷⁾。他方で、裁量信託自体の受益権の譲渡性や差押可能性、そして裁量信託と扶養信託との関係性に関する検討は、これまで十分になされてきたとはいえない。我が国においても、信託財産に係る給付の内容や時期につき受託者が裁量権を有する信託の利用も考えら

れ、裁量信託における受益権の譲渡性・差押可能性をめぐる法的問題点を解明する必要性に迫られる可能性があるところ、その際に、豊富な判例および議論の蓄積があるアメリカ法を参考にする意義は大きい。

本稿は、裁量信託の受益権の譲渡性および受益権に対する権利行使をめぐるアメリカ法の規律について、その理論動向を描出し、若干の検討を行うことを目的とするものである。裁量信託の受益権の譲渡性・差押可能性を論ずる前提として、裁量信託の受益者は、受託者に対して一定額の具体的な給付請求権を有するか否かを明らかにする必要がある。以下では、まずⅡにおいて、裁判所が、裁量信託の受託者に対して、受益者の請求に応じて一定額の給付を命ずることができる場合を概観する。Ⅲでは、裁量信託における受益者の債権者または受益権の譲受人が、いかなる場合にいかなる方法により、受託者に対して、その裁量に係る信託の利益の給付を強制できるかという点につき、アメリカ法の理論動向を紹介し、分析を加えたい。

Ⅱ. 裁量権の濫用と受益者の給付請求権

裁判所は、受託者に付与された裁量権の範囲を超える権限外の行為でない限り、受託者による裁量権の行使に介入しない⁽⁸⁾。すなわち、原則として裁判所は、受託者に対して裁量権を行使するよう強制することはできず⁽⁹⁾、また、受託者による裁量権行使の内容が、裁判所が行使したのであれば異なっていたという理由で、裁判所が裁量権行使の適否を審査することはしない⁽¹⁰⁾。ただし、受託者による裁量権の濫用 (abuse of discretion) があつたとされる場合には、裁判所が介入し、

当事者に救済を与えることができるとされている⁽¹¹⁾。受託者に信託財産の分配に関する裁量権を付与し、その範囲内で受託者の判断を委ねるといふ委託者の意思を一般的に尊重しつつ、他方で、受託者は受益者に対して信託義務を負うのであるから、受託者が裁量権を濫用したときには受託者の責任を問うことができるとして、受託者に裁量権を与えた委託者の意思と受益者の利益の調整が図られているのである。

第3次信託法リステイトメントは、受託者による裁量権行使が不誠実 (bad faith) である、もしくは不当な動機 (improper motive) による時、または合理的でない場合、裁量権の濫用があったとして、裁判所が救済を与えうとする⁽¹²⁾。

また、統一信託法典814条は、「絶対的な (absolute)、唯一の (sole)、または、制限のない (uncontrolled) といった信託条項の文言により、受託者に広範な裁量権が与えられていたとしても、受託者は裁量権を誠実に、かつ信託条項、信託の目的および受益者の利益に適合するように行使しなければならない。」と規定する。同条コメントは、受託者の裁量権行使は合理的でなければならないわけではないが、その合理性を判断することができる基準が示されている場合は、合理性の基準が適用されうると述べる⁽¹³⁾。

裁量権濫用の有無は、最終的には信託条項の解釈に帰着するが、判例では、裁量権を行使した受託者の動機、信託の目的、裁量権が付与された目的、裁量権行使の基準を中心に、委託者が信託設定時に知っていた受益者の状況、委託者と裁量的利益を受ける生涯受益者または残余財産受益者との関係、受益者を扶養する義務を負う者の存在などの要素を総合

的に勘案して、裁量権濫用の有無が判断されている⁽¹⁴⁾。

受託者による裁量権の濫用が認定された場合、受益者に認められる救済内容は多岐にわたるが⁽¹⁵⁾、本稿の目的に照らして重要であるのは、受益者が受託者に対して一定額の支払を請求できる場合があるということである。判例の中には、委託者の意思、裁量権が付与された目的、裁量権行使の基準などの信託条項にしたがい、受益者の具体的状況に応じて給付されるべき合理的な額を導き出すことが可能なとき、受託者に対して一定額の支払を命じたものが存在する⁽¹⁶⁾。一般的には、受託者の裁量権行使に関する基準が具体的かつ客観的であればあるほど、当該状況における合理的な支払額を決定することが容易になるといえる。

例えば、Matter of Estate of McCart事件⁽¹⁷⁾では、委託者はその夫Xを生涯受益者とし、Yを受託者とする信託を設定し、Yには、Xが慣れ親しんだ生活水準にもとづいてXの扶養および医療などのために利益を給付する単独の裁量権が付与された。また、Yは残余権受益者の一人として定められていた。Xに給付される信託の利益が減額され、また給付の頻度も減ったため、Xが信託条項の解釈および定期的な信託の利益の支払を求めて提訴した。コロラド州事実審裁判所は、Yの不当な動機による裁量権の濫用があったと認定したうえで、委託者の生存中におけるXの支出および収入にもとづいてXに毎月支払われるべき一定額の支払をYに命じ、同州控訴裁もこれを支持した⁽¹⁸⁾。

たとえ受託者に広範な裁量権が与えられていた場合であっても、受託者が受益者に利益を給付しないという判断が、信託の目的お

よび受益者の状況に照らして明らかに不合理であるとき、裁量権の濫用が認定され、その救済として、受託者に対して合理的な額の給付が命じられることがあるのである⁽¹⁹⁾。

次に、裁量信託の受益者の債権者は、受益権に対する差押えをしたうえで、受託者による信託の利益の不払が裁量権の濫用に当たるとして、受託者に対して裁量権に係る信託の利益を自らに給付するよう強制することができるのか、受益権の譲受人も同様に、受託者に対して裁量権に係る利益の給付を強制できるのか、という問題を検討する。

Ⅲ. 受益者の債権者および受益権の譲受人の権利

アメリカ法においては一般的に、信託の受益権は、残余権などたとえ未確定の将来権であったとしても譲渡可能であり⁽²⁰⁾、信託条項の別段の定めがない限り、受託者に対する通知または受託者の同意がなくとも、有効に譲渡することができる⁽²¹⁾。また、受益者の債権者は、未確定の将来権に対して権利を行使することが認められており⁽²²⁾、裁判所の裁量により、受益権の強制売却 (execution sale) による利益の分配、受益権に対するリーエン (lien) の成立⁽²³⁾、受益権に基づく将来の利益の分配などの救済が与えられる⁽²⁴⁾。

これに対して、受益者に対する信託の利益の給付の有無、その額または時期等が受託者の絶対的な裁量に委ねられている完全裁量信託においては、一般的に受益者は受託者に対して信託の利益の給付を請求することができないのであるから、受益者の債権者および受益権の譲受人も受託者に対して、利益の給付

を強制することはできないとされてきた⁽²⁵⁾。また、受益者の扶養を目的とする扶養信託においても、委託者の意思および受益権の性質に照らして、原則として受益権の譲渡性・差押可能性が否定されると解されてきた⁽²⁶⁾。第3次信託法リステイトメントおよび統一信託法典は、扶養信託も裁量信託の一種であるとして、この区別を撤廃したが、受益者の債権者または受益権の譲受人が受託者に対して、自らに信託の利益を給付するよう強制できる場合については、両者で立場が異なっている。

本章では、まず、裁量信託の受益者の債権者または受益権の譲受人が、受託者に対して裁量権に係る利益の給付を強制できるか否かについて、伝統的コモン・ローのルールが、第3次信託法リステイトメントおよび統一信託法典において、いかなる理論的変容を遂げたのかをみる。次に、裁量信託の受益者の債権者または受益権の譲受人は、受託者が裁量権を行使して受益者に信託の利益を給付することを決定したときに、その利益の給付を強制できるか否かに関する規律を検討する。最後に、自益型の裁量信託においては、委託者兼受益者の債権者または受益権の譲受人が受益権に対して権利行使できる内容につき特別のルールが定められており、その内容を検討したい。

1. 受託者に対して利益の給付を強制する権利

(1) 完全裁量信託

伝統的コモン・ローのもとでは、受益者に対する利益給付が受託者の絶対的な裁量権に委ねられている完全裁量信託 (pure discretionary trust) においては、原則とし

て受益者の債権者または受益権の譲受人は、受託者に対して信託の利益の給付を強制できないとされてきた⁽²⁷⁾。その根拠として、一定数の州制定法および一部の判例では、裁量信託の受益者が裁量的な利益分配を受ける権利は、単なる期待権 (mere expectancy) にすぎず、財産権もしくは財産的利益 (property interest) または強制可能な権利 (enforceable right) でないことが示されている⁽²⁸⁾。裁量信託の受益権の性質をこのように解するとすれば、受益権の譲受人または受益者の債権者は、受益者が有する権利以上のものを有しないのであるから、受託者に対して裁量権を行使し、信託財産から利益を給付するよう強制できないこととなる。

このような理解に対して、裁量信託の受益者も信託の履行を強制することができる受益者であり、財産権を有していると解すべきとの批判がある⁽²⁹⁾。たとえ信託条項において受託者が絶対的で完全な裁量権を有すると定められていたとしても、受託者が受益者に信託の利益を給付しないことが権限の濫用に当たるとき、受益者は受託者に対して、一定額の給付を請求することができる場合がある⁽³⁰⁾。したがって、理論上は、受益者に信託の利益を給付しないことが受託者による裁量権の濫用に該当する場合には、受益者の債権者または受益権の譲受人は、受託者に対して信託の利益の給付を強制できると解する余地があるはずである。第3次信託法リステイメントは、このことを一般的に肯定する⁽³¹⁾。

これに対して、統一信託法典は、一定の例外を除き、受託者による裁量権の濫用の有無にかかわらず、受益者の債権者は、裁量権に係る利益の給付を強制できないと規定す

る⁽³²⁾。この点については、後に詳述する。

(2) 扶養信託

一般的に、受益者が慣れ親しんできた生活水準に照らして、受益者の教育または扶養に必要な範囲で、受託者が信託の利益を分配するよう求められる信託は、扶養信託 (support trust) と呼ばれる⁽³³⁾。扶養信託の受益者は、受益権を譲渡することができず、また受益者の債権者は受益権の差押えをすることができないとされてきた⁽³⁴⁾。その根拠は、受益者の扶養という目的以外で受託者に対して利益の給付を強制することができないという受益権の性質および委託者の推定的な意思に求められていた。例えば、1890年の *Slattery v. Wason* 事件判決⁽³⁵⁾ は、扶養信託の受益権の譲渡性を否定する根拠を、次のように説明する。「他人に託された財産につき、扶養のために権利が設定された場合、当該権利はその性質上譲渡できないものであり、(財産の) 贈与者は当該権利の譲渡を禁止する意思を有していたと推定される。当該権利を消滅させることは可能であるが、譲渡することはできない。なぜなら、譲受人に対する支払は、受益者の扶養のための支払ということではできないからである。財産(を託された)所有者は、その目的のために支払われる場合を除き、支払が求められることはない。」⁽³⁶⁾と。

第2次信託法リステイメントも、受益者の扶養という限定された目的以外で受託者に対して利益の給付を強制することができないという受益権の性質により、原則として、受益権の譲渡および差押えが禁止されると述べる⁽³⁷⁾。

ただし、第2次信託法リステイメント157条は、扶養信託の受益権に対して権利行

使可能な4つの特別の債権を定める⁽³⁸⁾。

第1は、受益者の子、配偶者または元配偶者の受益者に対する扶養料支払請求権である。これは、受益者自身が扶養義務を履行していないにもかかわらず、受益権に係る利益を享受することを認めるべきではないという政策的理由による⁽³⁹⁾。ただし、裁判所の裁量により、受益者自身の必要性も勘案したうえで、扶養料支払請求権者に給付される額が決定されるとする⁽⁴⁰⁾。

第2に、受益者に対して必要な物品またはサービスを提供したことに係る債権である。このような権利に基づく差押えができないとすれば、受益者が必要な物品やサービスを受けることが困難となるおそれがあり、また、受益権に対する差押えを否定することが、扶養信託における受益者の利益保護にとって不可欠とはいえないとの理由が示されている⁽⁴¹⁾。

第3の例外は、受益権を保護するために提供された物品またはサービスに係る債権である。受益権の価値を維持または増加させるために費用を支出した者（例えば、受益権に係る訴訟に関して受益者の代理人として雇用された弁護士）は、当該費用の償還請求権に基づいて、受益権に対する差押えをすることができる。そうでなければ、これらの者の損失により、受益者が不当な利得を得ることになるからである⁽⁴²⁾。

最後に、州制定法または連邦法に基づいて、州または合衆国が有する請求権である。例えば、州または合衆国の租税債権がこれに該当する⁽⁴³⁾。

以上のような特別の債権に該当しない一般の債権であったとしても、第2次信託法リステイトメントは、受託者が、受益者の扶養や

教育のために、信託の元本もしくは収益の一定割合または一定額の支払義務を負っている場合、受益権の譲渡性・差押可能性を肯定する⁽⁴⁴⁾。また、判例では、扶養信託において受益者の扶養に必要な額を給付することは受託者の義務であり、受益者は受託者に対して強制可能な権利を有しているのであるから、受益者が給付請求可能な額につき、その債権者は受託者に対して支払を強制できるとしたのも、わずかながら存在する⁽⁴⁵⁾。

原則として扶養信託における受益権の譲渡性・差押可能性は否定されるが、その例外として受益権に対する差押えが肯定される場合があり、また一般的に譲渡性・差押可能性を肯定する判例も、一部ではあるが存在するのである。

(3) 裁量的扶養信託

完全裁量信託と扶養信託を混合させた信託は、裁量的扶養信託（discretionary support trust）と類型化されることがある。例えば、「受託者の単独かつ絶対的な裁量権により、受益者の健康、生計維持、教育または扶養にとって必要と思われる信託の収益または元本の額を支払うこととする」といった内容の信託条項をもつ裁量信託である。一般的に判例においては、このような裁量的扶養信託は、完全裁量信託と分類され、受益者の債権者が受益権を差し押さえ、受託者に対して信託の利益の給付を強制することについて、否定的に解される傾向にあると指摘されている⁽⁴⁶⁾。

しかしながら他方で、裁量的扶養信託という第3のカテゴリーを創設することにより、理論上、受益者の一般債権者は、受益者が受託者に対して最低限の利益の給付を要求することができる範囲において、受益権を差し押

さえ、自らに対する支払を強制できる可能性が生ずる⁽⁴⁷⁾。例えば、Bureau of Support v. Kreitzer 事件⁽⁴⁸⁾では、信託条項において、精神障がい者である受益者のケアや生計維持、快適さ、一般的な福祉のために、受託者は唯一かつ絶対的裁量にもとづいて、信託の収益および元本を給付する旨が定められていた。受益者に対してケアを提供した原告たるオハイオ州が、その費用の償還を被告受託者に対して請求したのが本件である。オハイオ州最高裁は、本件信託は、完全裁量信託でもなく、厳格な意味での扶養信託にも該当しないが、受益者の扶養を基準とする裁量信託においては、受益者は最低限の扶養を受ける権利を有するとして、原告の請求を認容した⁽⁴⁹⁾。

また、受益者の子、配偶者または元配偶者の扶養料支払請求権など特別の債権については、完全裁量信託ではなく、扶養信託のルールを参考に、受益権に対する差押えが認められる可能性がある⁽⁵⁰⁾。

裁量的扶養信託という概念を導入することにより、信託条項の実質的内容に即した、より柔軟な対応を実現することが可能となる一方で、裁量信託の信託条項で定められる内容は多様であり、裁量的扶養信託という新たなカテゴリーが加わることで、類型化のコストが増加するともいえる。

(4) 裁量信託と扶養信託の類型化の撤廃

受託者が、受益者の扶養のために必要な利益を給付する義務を負う扶養信託においても、通常は、いついかなる額を受益者に給付するかにつき一定の受託者に裁量の余地が与えられているといえる⁽⁵¹⁾。逆に、完全裁量信託においても、信託の目的および受益者の状況に照らして、受託者が受益者の必要を満

たすため一定の給付義務を負うとされる場合もある⁽⁵²⁾。

第3次信託法リステイメントの起草者は、裁量信託には、受託者の裁量権行使に何ら基準が定められていない完全裁量信託から、扶養等の客観的かつ限定的な基準が定められているものまで、利益給付に関する多様な裁量権が付与される信託が考えられ、その類型化は困難であるとの認識を持つに至った⁽⁵³⁾。したがって、第3次信託法リステイメントおよび統一信託法典は、受益者の債権者の権利に関する限り、完全裁量信託と扶養信託の区別を撤廃し、受益者の扶養のためという基準が定められていたとしても、これを裁量信託の一種と捉え、受益者に対する利益給付につき受託者に裁量権が与えられている場合にはすべて、統一的なルールを定めることとした。裁量信託と扶養信託における受益権の譲渡性・差押可能性に関して、統一化・簡明化を図ったといえる。この点、第2次信託法リステイメントとは異なる点として注目される。

他方で、受益者の債権者が、受益権に対して権利行使できる場合およびその方法について、第3次信託法リステイメントと統一信託法典では、見解が分かれている。

(5) 第3次信託法リステイメント

第3次信託法リステイメント60条は、「……信託条項において、受託者の裁量により、受益者が利益の分配を受けることが定められているときには、受益権の譲受人または受益者の債権者は、受託者が受益権の譲渡または受益権に対する差押えを知った後に、裁量権を行使することにより分配する、または分配する義務を負う利益につき、これを受領

するまたは差し押さえる権利を有する。ただし、債権者が権利行使できる額は、受益者の必要性を満たす範囲に限定されることがあり(コメントc)、また、受益者が委託者である場合(コメントf)または自らのために利益の分配を決定できる裁量権を有している場合(コメントg)には、増額されることがある。』⁽⁵⁴⁾と定める。

第3次信託法リステイメントは、受益者が受託者に対して裁量権の濫用を理由に信託財産の給付を強制することができる場合には、受益者の債権者または受益権の譲受人は、その範囲で、受託者に対して自らに当該利益を給付するよう強制することが可能であるとし⁽⁵⁵⁾、第2次信託法リステイメントまでの従来のルールとは異なる見解を示すに至った。これは、受託者による裁量権の濫用を理由に、受益者の債権者に対する利益給付を命ずる判例が存在することを考慮したためと思われる⁽⁵⁶⁾。

しかしながら、このような立場をとったとしても、完全裁量信託においては、受益者に対する信託の利益の給付の有無、その額または時期等が受託者の絶対的な裁量に委ねられているのであるから、受益者の債権者または受益権の譲受人が、受託者に対してその裁量権に係る信託の利益の給付を強制できる場合は極めて限定的である⁽⁵⁷⁾。また、留意すべきは、第3次信託法リステイメントのコメントが、受託者が受益者に利益を給付しないことが、受益者との関係では裁量権の濫用に該当する場合であっても、受益者の債権者または受益権の譲受人との関係においては、濫用とならない可能性があるとして述べている点である⁽⁵⁸⁾。受託者による裁量権行使の妥当性を判断する際には、信託の目的および他の受

益者に対する影響という点から、受益者が実際に利益を受ける程度が重要な考慮要素となるからである⁽⁵⁹⁾。したがって、第3次信託法リステイメントのもとでも、信託の目的に照らして受益者が実際に利益を受ける必要性が高いときは、受益者の債権者または受益権の譲受人が、裁量権に係る信託の利益すべてを自らに給付するよう強制できる可能性は低いということになる。

また、第3次信託法リステイメントのコメントでは、裁量信託の受益権は強制売却(execution sale)の対象とはならないと述べられている⁽⁶⁰⁾。給付額が受託者の裁量に委ねられている裁量信託においては、受益権の売却価格は廉価にならざるを得ず、受益者および受益者の債権者双方にとってメリットが少ないためであると思われる⁽⁶¹⁾。

第3次信託法リステイメントは、第2次信託法リステイメントとは異なるルールを定め、裁量信託における受益者の債権者または受益権の譲受人は、受託者に対して裁量権に係る信託の利益の給付を強制できる場合があるとする。実際には、このような強制が認められ、受益者の債権者または受益権の譲受人が、その権利の満足を受けることができる場合は限られると思われるが、少なくとも理論上その可能性が示された点は、大きな理論的転換である。

(6) 統一信託法典

統一信託法典504条(b)項は、原則として、「浪費者信託条項が定められているか否かにかかわらず、受益者の債権者は、受託者の裁量権に係る利益の給付を強制することはできない。(1)裁量権が利益分配の基準という形で示されている場合、または(2)受託者が裁量権を

濫用した場合であっても、同様とする。」と規定する⁽⁶²⁾。第2次信託法リステイメントまでの伝統的立場を踏襲し、裁量信託においては、受益者が受託者に対して裁量権に係る信託の利益の給付を強制することができる場合であっても、受益者の債権者は、原則として、受託者に対して自らに信託の利益を給付するよう強制することができないとする。一般的に、受益者が受託者に対して利益給付を強制できる権利と、受益者の債権者が受託者に利益給付を強制できる権利は、別問題として処理するのである。ただし、後述するように、受益者の子、配偶者または元配偶者の扶養料支払請求権については、この限りではないとする。基本的には従来の完全裁量信託の理論に依拠しつつも、扶養信託に関する一定の例外を取り入れた規律を定める。

統一信託法典は、受益者が裁量信託の受益権を任意に譲渡した場合において、受益権の譲受人が受託者に対して信託の利益の給付を強制することができるのか、明文で規定していない。しかし同法典106条では、コモン・ローおよびエクイティ上の原則によって統一信託法典が補完されると規定されており⁽⁶³⁾、受益権の譲渡についてはリステイメントのルールが適用される可能性がある。

(7) 特別の債権者

前述したように、第3次信託法リステイメント60条は、一般的に、裁量信託の受託者が受益者に対して利益を給付しないことが裁量権の濫用に当たる場合には、受益者の債権者または受益権の譲受人は、受託者に対して信託の利益の給付を強制することができる⁽⁶⁴⁾。他方で、同条コメントでは、受託者が受益者に利益を給付しないことが、受益

者との関係では裁量権の濫用に該当する場合であっても、受益者の債権者または受益権の譲受人との関係においては、濫用とされない可能性がある⁽⁶⁵⁾。そして、同条コメントでは、①受益者が物品またはサービスの提供を受けるために信託の利益を給付しないことが、受託者の裁量権の濫用に当たる場合において、そのような物品またはサービスを提供した者、および②受益者に対して扶養料支払請求権を有する者は、受託者に対して自らに信託の利益を給付するよう強制できるとされている⁽⁶⁶⁾。これらの債権者は、特別の債権者として、受託者に対して利益の給付を強制できることが特に定められている。

これに対して、統一信託法典は、受益者の債権者が受託者に対して自らに信託の利益の給付を強制できるのは、受益者に対する扶養料支払請求を認容する判決もしくは命令を得た受益者の子、配偶者または元配偶者が、受託者が利益給付に関する基準に従っていない、または裁量権を濫用したことにもとづいて、裁判所の命令を得た場合に限定する⁽⁶⁷⁾。受託者に裁量権の濫用があったことの立証責任は、受託者に対して信託の利益の給付を請求する受益者の子、配偶者または元配偶者が負うことになるが、受益者に対する利益給付について扶養などの客観的な基準が定められていたとしても、受託者は利益給付の義務を負っておらず、利益給付に関する裁量権を有するとされており⁽⁶⁸⁾、そうであるとすれば、扶養料支払請求権者が、受託者が裁量権行使の基準に従っていないこと、または裁量権を濫用したことを立証する負担は、相当程度重いといえる⁽⁶⁹⁾。

また、これら受益者に対する扶養料支払請求権者が、要件を立証できたとしても、実際

に支払われる額は、受託者が裁量権行使の基準に従っていた、または裁量権の濫用がなかったとすれば得たであろうところを上限として、裁判所が公正とみなす額に縮減される⁽⁷⁰⁾。

統一信託法典を採択している州においても、一定数の州が、配偶者および元配偶者の扶養料請求権に関する例外規定を除外し、子の扶養料支払請求権者のみを、受託者に利益の給付を強制することが可能な特別の例外的債権者と規定する⁽⁷¹⁾。また、相当程度の数の州が、子の扶養料支払請求権も含めて一切の例外を定めていない⁽⁷²⁾。

さらに統一信託法典は、第3次信託法リステイトメントおよび一定数の判例の立場⁽⁷³⁾と異なり、受益者に対してその扶養に必要な物品またはサービスを提供したことに係る債権を、裁量信託の受託者に対して自らに信託の利益を給付するよう強制できる特別の権利として定めていない。この点、受益者の扶養に必要な物品またはサービスを提供したことに係る債権を有する者は、例外的に、扶養信託の受託者に対して利益給付を強制できるとしてきた従来のルールに比べて、受益者の債権者から受益権を隔離できる範囲が拡大されている。

少なくとも統一信託法典を採択している州では、受益者の債権者により給付が強制される範囲が相当程度限定されており、受益者に実際に信託の利益を分配することなく、受益者の債権者に強制的にその利益が移転されることを回避したいという委託者のニーズに対応しているといえる。

(8) 受託者が自らに利益を給付する裁量権を有している場合

第3次信託法リステイトメントは、受託者が受益者の一人であり、受託者が自らのために信託の利益を給付する裁量権を有している場合、裁量権行使を限定する客観的基準が定められていたとしても、受益者の債権者は、適宜、受益者が受領することができる最大額にもとづいて、受益権に対して権利を行使することができる⁽⁷⁴⁾。その根拠は、所有権と同視しうる権限を有しているとみなされることにある⁽⁷⁵⁾。

しかし、この立場を支持する判例は少ないといわれており⁽⁷⁶⁾、また、裁量権に対する客観的基準が定められ、その行使が限定されているとすれば、所有権と同等の権利といえるかは疑問である。さらに、一方配偶者の死亡後、その遺産は、しばしば連邦遺産税の控除額を限度に、信託 (bypass trust または credit shelter trust と呼ばれる) に移転され、生存配偶者が受益者と指定されることがある。生存配偶者が受託者でもあり、利益給付に関する裁量権を有していたとしても、その裁量権が、受益者の健康、教育、扶養または生計維持に関する客観的基準により限定されているときは、一般的指名権 (general power of appointment) とはみなされず、生存配偶者の遺産に含まれないので、連邦遺産税が免除されることになる⁽⁷⁷⁾。したがって、連邦遺産税が免除される範囲で、受益権を受託者兼受益者の債権者から保護する必要性が説かれることとなった。これに呼応して統一信託法典は、2004年の改正において、原則として、受託者または共同受託者が自らの利益のために信託の利益を分配する裁量権を有していたとしても、その裁量権が客観的基準に

より限定されている場合には、受益者の債権者は、受益権を差し押さえる、または利益の給付を強制することはできないと規定するに至った⁽⁷⁸⁾。統一信託法典は、実務上のニーズに鑑みて、ここでもリステイトメントに比べて、受益者の債権者の権利行使を制限しているのである。

2. 受託者が受益者に対する利益の給付を決定した場合における権利

裁量信託の受益者の債権者または受益権の譲受人は、受託者に対して裁量権に係る信託の利益の給付を強制できないとすれば、受益者が実際に信託の利益を受領するまで、受益権に対して何ら権利を行使する手段を持たないのであるか。アメリカにおいては一般的に、裁量信託の受託者が（原）受益者に対して利益の給付を決定したときは、受益者の債権者または受益権の譲受人は、自らに給付するよう命ずる裁判所の命令を得ることができるとされている⁽⁷⁹⁾。

例えば、Hamilton v. Drogo 事件⁽⁸⁰⁾では、ある未亡人の公爵夫人が、浪費者である息子とその家族を受益者とする信託を設定し、受託者に対してその完全な裁量により信託の収益を給付する権限を与えた。受益者の債権者（原告）が、本件信託の収益の一定割合につき強制執行リーエン（execution lien）⁽⁸¹⁾を求めて提訴した。

これに対してニュー・ヨーク州最高裁は、次のように判示して、原告の訴えを認容した。「（強制執行）の命令が下され、その送達がされた時点で、収益の支払期限が到来していることは要件とされていない。将来的に受託者から受益者に対する支払期限が到来する、またはその可能性があることで十分である。支

払期限が到来すれば、強制執行リーエンが成立する。立法府の意思は、強制執行がその時（支払期限到来時）までに存在していたのと同様に、強制執行の範囲と効果を拡張することにあつた。

本件では、信託の収益の支払期限が、判決債務者に到来することはなかった。我々は、彼女の息子（受益者）ができないのと同様に、遺言者が受託者に付与した裁量権に介入することはできない。その判断は最終的なのである。しかし、少なくとも年に1度は（裁量権に係る）判断をしなければならない。（受益者のために）裁量権が行使された場合には、受託者が受益者に分配することができる収益のすべてまたは一部の支払期限が到来することになる。そのような分配（の決定）がされた後は、受益者はその支払を強制することができる。いかに短くとも、少なくとも確知可能な期間、受益者が受領すべき収益が引渡される時期より分配（の決定）の時期が先であり、その期間内は強制執行リーエンの効力が及ぶ。』⁽⁸²⁾

このように判示して、裁量信託の受益権に係る具体的な給付請求権が発生していない段階であっても、受益者の債権者は、受益権に対する差押えをすることができ、これにより、受託者が裁量権を行使し、当該受益者に利益を給付することを決定した際には、受益者の債権者に支払わなければならないとの裁判所の命令を得ることができるとしたのである。このような命令は、ハミルトン・オーダー（Hamilton order）と呼ばれることがある⁽⁸³⁾。ハミルトン・オーダーの効力は債権者の債権が満足されるまで維持され、受託者が口頭または書面により受益者に対して利益を給付する旨を伝える、あるいは受託者の帳簿上受益

者に利益を給付することを記載したなどの場合には、受益者の債権者は、自らに対する当該利益の給付を強制することが可能となる⁽⁸⁴⁾。

すでに見たように、第3次信託法リステイトメント60条は、受託者が、受益権の譲渡または受益権に対する差押えを知った後に、裁量権を行使して信託の利益の給付を決定したときは、受益者ではなく、受益権の譲受人または受益者の債権者に対して、その利益を給付しなければならないと規定する⁽⁸⁵⁾。受託者が、裁量信託の受益権が譲渡されたことにつき悪意である、または受益者の債権者による受益権の差押手続に関する送達を受けたにもかかわらず、受益者に対してまたは受益者のために信託の利益を分配した場合には、受益権の譲受人または受益者の債権者に対して、給付した額につき受託者個人として責任を負うとされる⁽⁸⁶⁾。

統一信託法典は、浪費者信託条項による制限を受けない受益権一般につき、ハミルトン・オーダーと同等の効果を持つ命令を承認している。同法典501条は、「受益権が浪費者信託条項による制限を受けない限りにおいて、裁判所は、受益者の債権者または受益権の譲受人が、現在または将来において受益者に対して、または受益者の利益のために分配される財産に対する差押えその他の手段により、受益権に対して権利を行使することを認めることができる。」⁽⁸⁷⁾と規定する。すなわち、受益者の債権者または受益権の譲受人は、不確定の受益権であっても、将来における信託の利益の給付に備えてあらかじめ差押えをすることにより、受益者に対する利益分配が確定した場合には、受益者に引き渡されるより前に、自らに対する利益の給付を確保すること

が可能となるのである。

他方で、裁量信託における受益者の債権者または受益権の譲受人は、受益者が現在または将来において信託の利益の給付を受ける権利に対して、何ら権利を行使することができないと規定し、ハミルトン・オーダーを否定している州も一定数存在する⁽⁸⁸⁾。これらの州においては、裁量信託を設定することにより、浪費者信託条項をもつ信託と同じように、受益者に実際に利益が給付されるまでは、受益者の債権者から信託財産を完全に隔離することが可能となる。

ハミルトン・オーダーが承認されている州においては、裁量信託の受益者の債権者は、受益権に対する差押えをしたうえで、受託者が利益の分配を決定したときは、自らに対する利益の給付を強制することができる。これに対して、浪費者信託の受益者の債権者は、支払期限未到来の受益権を差し押さえることができない。この点、裁量信託は、浪費者信託に比べて、受益権に対する権利行使を制限する効果は劣るのである。

しかしながら、受益権に対する差押えまたはその譲渡がされたことを知った受託者は、付与された裁量権の範囲内であれば、受益者に利益分配をしない決定をすることができるのであるから、受託者に与えられた裁量権が広範囲であればあるほど、受益者の債権者または受益権の譲受人による信託の利益の強制的移転を回避できる可能性は高くなるといえる。また、実際上も、裁量信託の受益権という不確定な債権を、対価を払って譲り受ける者や、裁量信託の受益権を引当てとして信用を供与し、これを差し押さえる者は多くないと考えられるので、受益者の事情の変更に応じた柔軟な利益の給付を実現しつつ、受益権

の譲渡や受益権に対する権利行使を防止する機能を、相当程度有しているといえる。

3. 自益信託の特例

(1) 債権者による権利行使

リステイトメントおよび統一信託法典では、撤回不能の裁量信託における委託者兼受益者の債権者は、たとえ受託者が委託者兼受益者に利益を給付することを決定しておらずとも、受託者がその裁量権にもとづいて給付することができる最大額につき、受益権に対して権利を行使し、受託者に給付を強制することが可能とされている⁽⁸⁹⁾。例えば、受託者が、委託者兼受益者の扶養のために適切と思われる信託の収益を給付する裁量権を有している場合、委託者兼受益者の債権者は、受託者が実際に裁量権を行使していなくても、信託条項に従って受益者に給付することができたであろう信託の収益の最大額を、自らに支払うよう強制することができる⁽⁹⁰⁾。委託者が唯一の受益者ではなく、複数受益者が存在している場合であっても、受託者が裁量権にもとづいて委託者に給付することができる最大額の範囲で、委託者の債権者は受益権に対して権利を行使し、自らに利益の給付を強制することが認められる⁽⁹¹⁾。他益の裁量信託において、受益者の債権者または受益権の譲受人が、受益権に対して権利行使することに対して制限的なルールが定められていることと対照的である。

ただし、委託者兼受益者に信託の利益を給付することが裁量権の濫用とみなされる場合、委託者兼受益者の債権者は、受託者にその利益の給付を強制することはできない⁽⁹²⁾。委託者の債権者は、委託者が有する受益権を超える権利を行使することはできないからで

ある。

自益信託におけるこのような特例は、委託者自身が信託の利益を享受しつつ、債権者による強制執行を免れることが、公序（public policy）に反して許されないためであると説明されている⁽⁹³⁾。これに対して、複数受益者が存在する裁量信託においては、受託者は、委託者兼受益者だけでなく、他の受益者の利益も勘案して利益の給付を決定する信認義務を負っており、その義務により委託者兼受益者に給付される額が制限されるところ、委託者の債権者が、受託者が委託者兼受益者に給付しえたであろう最大額につき信託財産から満足を受けることができるとすれば、他の受益者の利益を害するおそれがあると述べる見解がある⁽⁹⁴⁾。しかしながら、リステイトメントおよび統一信託法典がこのような規律を設けた背景には、委託者が受託者の裁量により実際に給付を受けることができたであろう額を確定することは困難であり、また、委託者が自己の財産につき自らを受益者とする裁量信託を設定することにより、執行免脱を図ることのないよう抑止的なルールを定めるべきとの考慮が働いているものと思われる。

さて、アメリカでは、信託条項において強制および任意による場合の両者ともに受益権の譲渡を制限する定めがあれば、原則としてこのような浪費者信託条項は有効であるとされている⁽⁹⁵⁾。浪費者信託条項があれば、例外的な債権を除き、受益者は受益権を譲渡することができず、受益者の債権者は、支払期限未到来の受益権に対して権利を行使することができない⁽⁹⁶⁾。他方で、リステイトメントおよび統一信託法典は、委託者が受益権を有している場合、たとえ浪費者信託条項が定められていたとしても、その受益権の範囲内

において、浪費者信託条項はその効力を有しないとしており、自益型の浪費者信託、いわゆる資産保護信託 (asset protection trust) の有効性を認めていない⁽⁹⁷⁾。したがって、委託者が保持している受益権に関する限り浪費者信託条項は無効であり、委託者の債権者または受益権の譲受人は、その受益権に対する差押えをすることが可能である。

しかしながら、1997年のアラスカ州法を嚆矢として、制定法において資産保護信託の有効性を承認する州は、相当数存在する⁽⁹⁸⁾。資産保護信託を承認し、自益信託における受益権を、委託者兼受益者の債権者から隔離することを可能とする州と、これを認めていない州が存在し、州の対応は分かれている。リステイメントおよび統一信託法典は、自益型の裁量信託において、委託者兼受益者の債権者が受益権に対して権利行使できる範囲を、他益信託に比べて広く認めているが、資産保護信託の有効性が承認されている州では、撤回不能であり、浪費者信託条項が定められているなどの要件を満たせば⁽⁹⁹⁾、自益型裁量信託における受益権の隔離も可能となる。委託者兼受益者の債権者が、委託者が保持する受益権に対して権利を行使することの可否について、資産保護信託を承認している州とそうでない州で、アメリカ法は二分されているのである。

(2) 受益権の譲渡

第2次信託法リステイメントは、自益信託における受益者の債権者と受益権が任意に譲渡された場合の譲受人を区別しておらず、両者に同じ規律が適用されるとしていた⁽¹⁰⁰⁾。統一信託法典も同様に、自益信託における受益者の債権者も受益権の譲受人も、受託者が

委託者兼受益者のために給付することができない最大額につき、受託者に対して自らに給付するよう請求することができるとする⁽¹⁰¹⁾。

これに対して、第3次信託法リステイメントは、受託者が信託条項の定めにしたがって委託者兼受益者のために給付することができたであろう最大額につき、受益権に対して権利を行使することができるというルールは、任意による受益権譲渡には適用されないとする⁽¹⁰²⁾。すなわち、受益権の譲受人は、受託者がその裁量権行使により委託者兼受益者に対して支払うことを決定した利益のみを受領することができるという。これは、受益権の譲受人は、支払が不確実であるという確知が容易なリスクを引き受けたとみなされ、受益権の譲受人が、当該信託の他の受益者の利益を犠牲にして信託の利益を得ることを認めるべきではないという考慮に基づいている⁽¹⁰³⁾。

IV. 結 語

本稿では、アメリカにおいて受益者の債権者または受益権の譲受人が、裁量信託の受託者に対して裁量権に係る信託の利益を自らに給付するよう強制することができる場合およびその方法につき、その理論動向を分析した。

まず前提として、受託者による裁量権の濫用が認定されたときにおける救済内容として、信託を設定した委託者の意思、裁量権が付与された目的、裁量権行使の基準などの信託条項にしたがい、当該状況における受益者の必要性に応じて給付されるべき具体的な額を導き出すことが可能なときは、受託者に対して一定額の支払が命じられる場合があることを確認した。

第3次信託法リステイメントは、裁量信託と扶養信託を区別してきた伝統的見解から脱し、扶養信託を裁量信託の一種と分類したうえで、一般的に受益者が、受託者に対して裁量権の濫用を理由に一定額の給付を請求することができる場合には、受益者の債権者または受益権の譲受人が、受託者に対して信託の利益の給付を強制することを肯定する。

これに対して統一信託法典は、第3次信託法リステイメントと同様に裁量信託と扶養信託の区別を撤廃した一方で、第3次信託法リステイメントの立場とは異なり、受益者が裁量権の濫用を理由に受託者に対して信託の利益の給付を強制できる場合であっても、原則として受益者の債権者はその給付を強制できないとする。ただし、例外的に、子、配偶者または元配偶者は、受益者に対して有する扶養料支払請求権にもとづいて、受託者に裁量権の濫用があったときに限り、自らに対して信託の利益の給付を強制することができる。しかしながら、扶養料請求権者が受託者の裁量権の濫用を立証する負担は重く、また、統一信託法典を採択している州でも相当数の州が、この例外を制限または削除している。全体的に統一信託法典は、第3次信託法リステイメントに比べて、裁量信託の受益権を受益者の債権者から隔離することをより広く認めているといえる。実際には、第3次信託法リステイメントのもとでも、受益者の債権者が、受益権の差押えにより、受託者に対して信託の利益の給付を強制できる場合は限られると思われるが、受益権に対して権利行使できる場合につき、統一信託法典と第3次信託法リステイメントの立場に乖離がある中で、各州の判例および制定法が今後どのように展開されていくのか、その理論的帰趨が

注目される。

他方で、第3次信託法リステイメントも統一信託法典も、受益者の債権者または受益権の譲受人は、受託者が裁量権を行使し、信託の利益を給付する決定をしたときは、自らに対する給付を強制することができるとする。すなわち、受益権の給付請求権が確定した段階で、受益者の債権者または受益権の譲受人による利益の強制的移転を承認するのである。留意すべきは、第3次信託法リステイメントも統一信託法典も、受益者の扶養を目的とする信託であっても、受益権の性質上当然に譲渡性・差押可能性が制限されるとの理論を採用せず、扶養信託を含む多様な形態の裁量信託における受益権の譲渡性・差押可能性に関して、ルールの統一化・簡明化を図った点である。

自益信託については、リステイメントも統一信託法典も、執行免脱を抑止するという観点から、裁量信託の受益者がその利益を享受できる最大額の範囲で、受益者の債権者は自らに給付するよう受託者に強制できるとされており、他益信託との違いが顕著である。資産保護信託の有効性が承認される州がさらに拡大し、信託ビジネス獲得競争が激化するとすれば、自益の裁量信託に関するルールも変更を余儀なくされるのか、関心が注がれるところである。

我が国における裁量信託の受益権の譲渡性や差押可能性、そして裁量信託と扶養信託との関係性について、アメリカ法の議論を参考にしつつ、検討する必要がある。今後の課題としたい。

<本研究は、JSPS 科研費22K01244による研究成果の一部である。>

【注】

- (1) AUSTIN WAKEMAN SCOTT, WILLIAM FRANKLIN FRATCHER & MARK L. ASCHER, SCOTT AND ASCHER ON TRUSTS § 15.2.1, at 905-06 (5th ed. 2007). アメリカ法における消費者信託を分析した最近の邦文文献として、佐藤仁「消費者信託の有効性について—わが国に消費者信託を導入する手懸りとして」信託124号89頁(1980年)、井上彰「消費者信託誕生史の素描」信託法研究14号29頁(1990年)、樋口範雄『アメリカ信託法ノートI』214~248頁(弘文堂、2000年)、加毛明「受益権の譲渡性・差押可能性の制限—消費者信託との比較において」樋口範雄・神作裕之編『現代の信託法』47頁以下(弘文堂、2018年)。
- (2) RESTATEMENT (THIRD) OF TRUSTS § 58 (1) (2003); UNIFORM TRUST CODE § 502 (a), (c) (2010).
- (3) RESTATEMENT (SECOND) OF TRUSTS § 150 (1959); RESTATEMENT (THIRD) OF TRUSTS § 57 (2003); SCOTT, FRATCHER & ASCHER, *supra* note 1, § 15.1, at 895.
- (4) *See* RESTATEMENT (THIRD) OF TRUSTS § 50 cmt. a (2003). 伝統的に、財産に関する権利の帰属者を指名する権限は、指名権者 (donee of the power) が信認義務を負っているか否かにかかわらず、権利取得者指名権 (power of appointment) と呼ばれていた。裁量信託の受託者は、信認義務を伴う指名権を有しているといえる。*See* ROBERT H. SITKOFF & JESSE DUKEMINIER, WILLS, TRUSTS AND ESTATES 821 (11th ed. 2022).
- イングランド法では、指名権の行使は指名権者の任意に委ねられているのに対して、裁量信託における裁量権の行使は受託者の義務とされる。イングランドにおける裁量信託については、植田淳「イギリス法における裁量信託」神戸外大論叢47巻1~4号329頁(1996年)、藤池智則「新信託法と裁量信託・受益者指定権付き信託—英国法上の裁量信託・指名権付き信託と比較して—」金法1810号108頁(2007年)、福田智子「裁量信託における受益者の権利(1)—英国における信託—」茨木大学人文社会科学論集2号149頁(2023年)等参照。
- (5) SITKOFF & DUKEMINIER, *supra* note 4, at 702; CHARLES E. ROUNDS, JR. & CHARLES E. ROUNDS, III, LORING AND ROUNDS: A TRUSTEE'S HANDBOOK § 5.3.3.3 (a), at 359 (2022 ed. 2022); JOHN R. PRICE & SAMUEL A. DONALDSON, PRICE ON CONTEMPORARY ESTATE PLANNING § 10.2 (2022 ed. 2022).
- (6) 四宮和夫『信託法 [新版]』332頁(有斐閣、1989年)、新井誠監修『コンメンタル信託法』300頁(ぎょうせい、2008年)[及川富美子]、道垣内弘人編『条解信託法』486頁、488頁(弘文堂、2017年)[山下純司]、加毛明「受益権の譲渡性・差押可能性の制限」樋口範雄・神作裕之編『現代の信託法』93頁(弘文堂、2018年)、佐藤勤「福祉型信託の利用拡大にあたっての日本法の課題—受益権の法的性質を中心に—」信託法研究43号57頁(2018年)、道垣内弘人『信託法(第2版)』342-344頁(2022年)。
- (7) 村松秀樹ほか『概説新信託法』226頁注7(きんざい、2008年)、佐久間毅『信託法をひもとく』151頁(商事法務、2019年)、福井修「信託受益権に対する差押えの回避とその限界」信託研究奨励金論集42号52頁(2021年)。
- (8) *See* UNIFORM TRUST CODE § 201 (c) comment (2010).
- (9) NationsBank of Virginia v. Estate of Grandy, 450 S.E.2d 140, 143 (Va.1994).
- (10) RESTATEMENT (THIRD) OF TRUSTS § 50 cmt. b, § 87 cmt. b (2003).
- (11) RESTATEMENT (SECOND) OF TRUSTS § 187 (1959); RESTATEMENT (THIRD) OF TRUSTS § 50 (2003); SCOTT, FRATCHER & ASCHER, *supra* note 1, § 18.2, at 1340.
- (12) RESTATEMENT (THIRD) OF TRUSTS § 50 cmt. b (2003).
- (13) UNIFORM TRUST CODE § 814 comment (2010).
- (14) 詳細については、木村仁「アメリカの裁量信託における受託者の責任」アメリカ法 [2022-1] 34頁以下参照(2022年)。*See also* RESTATEMENT (SECOND) OF TRUSTS § 187 cmt. c (1959); RESTATEMENT (THIRD) OF TRUSTS § 50 cmt. b (2003), § 87 cmt. b (2007); SCOTT, FRATCHER & ASCHER, *supra* note 1, § 18.2, at 1342-43.
- (15) 裁判所は、信託財産の損失でてん補、受益者に対する損害賠償、給付の有無または合理的な給付額の決定、受託者の解任、裁量権行使の基準または方針に関する指示、受託者報酬の減額、将来における裁量権濫用に対する予防措置などを命ずることができる。*See* RESTATEMENT (THIRD) OF TRUSTS § 50 cmt. b (2003).
- (16) Kolodney v. Kolodney, 503 A.2d 625 (Conn.App. 1986) (信託条項では、受益者の十分な生計維持、扶養および教育のために、受託者は、その単独の裁量権により適切と考える信託の収益および元本の額を支払うことができると定められていた。受託者は

受益者に月1,000ドルを支払っていたが、受益者は月2,500ドルの支払を求めて提訴した。受託者の裁量権が限定されており、裁量権の濫用が認定された場合には、信託条項において求められている基準を満たす支払の増額が命じられると判示された事例); Matter of Estate of Lindgren, 885 P.2d 1280 (Mont. 1994) (信託条項において、受託者は、受益者の扶養、ケア、健康のために必要と考える信託の収益および元本を給付する裁量権を有し、受益者のために寛大に行使用すると定められていた場合において、受益者の医療費および生活費の全額を信託財産から支払うよう命じられた事例)。

(17) 847 P.2d 184 (Colo.App. 1992).

(18) *Id.* at 187.

(19) 本文で挙げた事例のほか、Rinker's Administer v. Simpson, 166 S.E. 546 (Va. 1932) も参照。この事件では、信託条項において、受益者Xのために受託者Yが最善と考えたところにしたがい、信託の収益および元本を使用するものとすると定められていた。Xは病氣となり、4度にわたり大きな手術を受けたので、XはYに対して信託の利益の給付を要求したが、Yは信託財産の利息分しかXに給付しなかったため、XがYに対して治療費の支払などを求めて提訴したのが本件である。バージニア州最高裁は、Xの最善の利益を促進するという信託の目的に反する恣意的な裁量権の行使があったとして、Yによる裁量権の濫用を肯定し、Xが適切な治療および看護を受けるために必要な信託の収益または元本およびXの最善の利益のために適切な額を支払うよう強制すべき事例であると述べた)。See also SITKOFF & DUKEMINIER, *supra* note 4, at 704.

(20) RESTATEMENT (THIRD) OF TRUSTS § 51 cmt. b (2003).

(21) RESTATEMENT (THIRD) OF TRUSTS § 51 cmt. d (2003).

(22) RESTATEMENT (THIRD) OF TRUSTS § 56 cmt. e (2003).

(23) リーエン (lien) とは、広義において、債権担保のため、他人の財産に対して有する権利をいう。コモン・ローでは、リーエンの権利者は目的物の占有者であり、債務の弁済があるまで、その目的物を留置し、競売する権利を有する。エクイティ上のリーエンは、目的物の占有を要件とせず成立し、その効果として競売権・優先弁済権が発生するものであり、我が国の先取特権に相当する。

(24) RESTATEMENT (THIRD) OF TRUSTS § 56 cmt. e (2003); UNIFORM TRUST CODE § 501 (2010). See generally SCOTT, FRATCHER & ASCHER, *supra* note 1,

at § 14.11.2.

(25) RESTATEMENT (SECOND) OF TRUSTS § 155 (1) (1959).

(26) RESTATEMENT (SECOND) OF TRUSTS § 154 (1959).

(27) RESTATEMENT (SECOND) OF TRUSTS § 155 (1) (1959); SCOTT, FRATCHER & ASCHER, *supra* note 1, § 15.3 at 935; SITKOFF & DUKEMINIER, *supra* note 4, at 703; HELEN S. SHAPO, GEORGE GLEASON BOGERT & GEORGE TAYLOR BOGERT, THE LAW OF TRUSTS AND TRUSTEES § 228, at 569 (3d ed. 2007).

(28) *E.g.*, ALASKA STAT. § 34.40.113 (B) (2013); 12 DEL. CODE § 3315 (B) (2021); IND. CODE § 30-4-2.1-14 (A) (2012); MD CODE ANN., EST. AND TRUSTS § 14.5-502 (A) (1) (2015); MISS. CODE ANN. § 91-8-503 (A) (2020); NEV. REV. STAT. § 163.419 (1) (2015); S.D. CODIFIED LAWS § 55-1-43 (1) (2009); TENN. CODE ANN. § 35-15-504 (A) (2013); WIS. STAT. § 701.0504 (1) (2014). 裁量信託の受益権は財産権ではないと判示した判例として、United States v. O'Shaughnessy, 517 N.W.2d 574, 578 (Minn. 1994) (受益者が滞納していた税の課税当局が、受益権に対して強制執行を求める訴えを提起し、連邦地裁がミネソタ州最高裁に意見確認 (certification) を求めた事例。同州最高裁は、信託条項において、受託者がその唯一の裁量権により適切と考える信託の収益または元本を受益者に給付することができる場合、受益者は受託者が裁量権を行使するまで、財産または財産権を有しているとはいえないと判示した)。

(29) See Alan Newman, *Trust Law in the Twenty-First Century: Challenges to Fiduciary Accountability*, 29 Quinnipiac Pr. L. J. 261, 284-85 (2016). See also RESTATEMENT (THIRD) OF TRUSTS § 94 cmt. b (2012) (裁量的利益分配を受ける権利を有する者も受益者に含まれるとする)。

(30) Rinker's Administer v. Simpson, 166 S.E. 546 (Va. 1932); SITKOFF & DUKEMINIER, *supra* note 4, at 704.

(31) RESTATEMENT (THIRD) OF TRUSTS § 60 (2003).

(32) UNIFORM TRUST CODE § 504 (b) (2010).

(33) RESTATEMENT (SECOND) OF TRUSTS § 154 cmt.d (1959); SHAPO, BOGERT & BOGERT, *supra* note 27, § 229, at 584.

(34) RESTATEMENT (SECOND) OF TRUSTS § 154 (1959).

(35) 23 N.E. 843 (Mass. 1890). 遺言者が、自身の息子を生涯受益者とし、その子らを残余権受益者 (remainder beneficiary) とする信託を設定したが、

もし息子がその妻を残して死亡した場合には、その妻は未亡人である間、信託から扶養を受ける権利を有すると定められた。その妻の債権者が、受益権に対する権利行使を求めて提訴したのが本件である。

- (36) *Id.*
- (37) RESTATEMENT (SECOND) OF TRUSTS § 154 cmt. b (1959).
- (38) RESTATEMENT (SECOND) OF TRUSTS § 157 (1959). 本条が定める特別の債権は、浪費者信託条項の効力が及ばない債権でもある。
- (39) RESTATEMENT (SECOND) OF TRUSTS § 157 cmt.b (1959).
- (40) *Id.*
- (41) RESTATEMENT (SECOND) OF TRUSTS § 157 cmt. c (1959).
- (42) RESTATEMENT (SECOND) OF TRUSTS § 157 cmt. d (1959).
- (43) RESTATEMENT (SECOND) OF TRUSTS § 157 cmt. e (1959).
- (44) RESTATEMENT (SECOND) OF TRUSTS § 154 cmt. e (1959).
- (45) *Goforth v. Gee*, 975 S.W.2d 448 (Ky. 1998) (信託条項において、受益者に、身分に応じた生活が維持されるように信託の収益が支払われると定められている場合において、受託者は、受益者の生活水準を維持するのに必要な額を支払う義務を負っており、受益者の判決債権者は、その額につき受託者に支払を強制することができることとされた事例)。
- (46) *Evelyn Ginsberg Abravanel, Discretionary Support Trusts*, 68 Iowa L.Rev. 273, 282 (1983).
- (47) *Id.* at 289–90.
- (48) 243 N.E.2d 83 (Ohio 1968).
- (49) *Id.* at 85–86. 同旨を述べた判例として、*Strojek v. Hardin County Board of Supervisors*, 602 N.W.2d 566 (Iowa.App. 1999) (裁量的扶養信託の受託者は、受益者に対してその基本的な扶養を提供するという委託者の意思に適合するように、最低限の利益を分配しなければならず、受益者の基本的必要性を満たすのに必要な信託財産の部分については、受益者の債権者は権利を行使することができるので、当該信託の受益権は、地域の健康サービスの受給資格を判断する際に考慮されると判示された事例)。
- (50) *E.g.*, *Matthews v. Matthews*, 450 N.E.2d 278 (Ohio App. 1982) (受益者の合理的な扶養のために受託者が必要と考える収益を分配すると定められた本件信託は、完全裁量信託でも厳格な扶養信託でもないとしながら、扶養信託に関する第2次信託法リステイメント157条を参照し、受益者の元配偶者および子は、受益者に対する扶養料支払請求権の満足を受けるために、信託の収益受益権の差押えが認められた事例)。
- (51) *Alan Newman, Spendthrift and Discretionary Trusts: Alive and Well Under the Uniform Trust Code*, 40 Real Prop. Prob. & Tr. L.J. 567, 598 (2005); *SCOTT, FRATCHER & ASCHER, supra* note 1, § 15.3.2, at 950.
- (52) *E.g.*, *Morris v. Daiker*, 172 N.E. 540, 542 (Ohio Ct.App. 1929); *Rinker's Administrator v. Simpson*, 166 S.E. 546 (Va. 1932).
- (53) RESTATEMENT (THIRD) OF TRUSTS, Reporter's Notes on § 60 cmt. a (2003).
- (54) RESTATEMENT (THIRD) OF TRUSTS § 60 (2003).
- (55) RESTATEMENT (THIRD) OF TRUSTS § 60 cmt. e (2003).
- (56) RESTATEMENT (THIRD) OF TRUSTS, Reporter's Note on § 60 cmt. e (2003).
- (57) *SCOTT, FRATCHER & ASCHER, supra* note 1, § 15.3, at 935.
- (58) RESTATEMENT (THIRD) OF TRUSTS § 60 cmt. e (2003).
- (59) *Id.*
- (60) RESTATEMENT (THIRD) OF TRUSTS § 60 cmt. c (2003).
- (61) RESTATEMENT (THIRD) OF TRUSTS § 56 cmt. e (2003). *See also* RESTATEMENT (SECOND) OF TRUSTS § 162 (1959). 統一信託法典は、裁量信託の受益権を強制売却する可能性について、これを明示的に否定していない。しかし、統一信託法典を採択している州の法が、コモン・ローおよびエクイティ上の原則によって補完されるのであれば、統一信託法典のもとで、裁量信託の受益者の債権者が、受益権を強制売却できる可能性は低いと思われる。*See Newman, supra* note 51, at 585.
- (62) UNIFORM TRUST CODE § 504 (b) (2010).
- (63) UNIFORM TRUST CODE § 106 (2010).
- (64) RESTATEMENT (THIRD) OF TRUSTS § 60 (2003).
- (65) RESTATEMENT (THIRD) OF TRUSTS § 60 cmt. e (2003).
- (66) RESTATEMENT (THIRD) OF TRUSTS § 60 cmt. e (1) (2003).
- (67) UNIFORM TRUST CODE § 504 (c) (1) (2010).
- (68) UNIFORM TRUST CODE § 506 comment (2010).
- (69) *See Alan Newman, The Rights of Creditors of Beneficiaries Under the Uniform Trust Code: An Examination of the Compromise*, 69 Tenn. L. Rev. 771,

- 832 (2002); Newman, *supra* note 51, at 588-89.
- (70) UNIFORM TRUST CODE § 504 (c) (2) (2010). ただし、統一信託法典504条コメントにおいては、家庭裁判所 (family court) がすでに受益者の家族の必要性と資産を考慮したうえでそれぞれの扶養に必要な額を定めていることを、信託を管轄する裁判所も考慮すべきと述べられており、これに従うのであれば、受益者の子、配偶者または元配偶者の事情により、支払額が減額される可能性は低いといえる。
- (71) ARIZ. REV. STAT. § 14-10504 (B) (2013); COLO. REV. STAT. ANN. § 15-5-504 (3) (2021); N.C. GEN. STAT. § 36 C-5-504 (D) (2006); S.C. CODE ANN. § 62-7-504 (C) (2014); VA. CODE ANN. § 64.2-746 (C) (2012).
- (72) ARK. CODE ANN. § 28-73-504 (2005); FLA. STAT. ANN. § 736.0504 (2) (2007); 760 ILL. COMP. STAT. ANN. § 3/504 (B) (2020); KAN. STAT. ANN. § 58A-504 (2022); ME. REV. STAT. ANN. tit.18-B, § 504 (2011); MD. CODE ANN, EST. & TRUSTS § 14.5-502 (A) (2015); MICH. COMP. LAWS ANN. § 700.7504 (3) (2010); MINN. STAT. ANN. § 501C.0504 (2016); MISS. CODE ANN. § 91-8-503 (2020); MONT.CODE ANN. § 72-38-504 (2013); N.J. STAT. ANN. § 3B: 31-38 (2016); TENN. CODE ANN. § 35-15-504 (2013); WYO. STAT. ANN. § 4-10-504 (2019).
- (73) *E.g.*, Bureau of Support v. Kreitzer, 243 N.E.2d 83, 85 (Ohio 1968) (この事件における信託条項では、被告たる受託者は、精神障がい者である受益者のケアや一般的な福祉のために、その唯一かつ絶対的裁量にもとづいて、信託の収益および元本を給付する旨が定められていた。受益者に対してケアを提供した原告たるオハイオ州が、その費用の償還を被告受託者に請求したのに対して、オハイオ州最高裁は、受益者は最低限の扶養を受ける権利を有するとして、原告の請求を認容した); In the Matter of Estate of Dodge, 281 N.W. 2d 447 (Iowa.1979) (本件信託条項では、受託者に、受益者の扶養および生計維持のために信託の収益を支払い、元本を取り崩す権限が付与されていた。受益者に医療費や介護施設費などを支払った原告債権者が、信託の元本からの費用償還を求めたのが本件である。アイオワ州最高裁は、受託者が元本を取り崩さなかったことは裁量権の濫用に該当するとしうえて、受益者に必要なサービスを提供した者の請求を退けることは、債権者の損失により信託財産が不当な利得を得ることになり、これは委託者の意思に反すると述べて、原告の請求を認容した)。
- (74) RESTATEMENT (THIRD) OF TRUSTS § 60 cmt. g (2003).
- (75) *Id.*
- (76) SHELDON F. KURTZ, DAVID M. ENGLISH & THOMAS P. GALLANIS, WILLS, TRUSTS AND ESTATES 448 (6th ed. 2021).
- (77) INTERNAL REVENUE CODE § 2041 (b) (1) (A). *See generally* KURTZ, ENGLISH & GALLANIS, *supra* note 76, at 732-33; PRICE & DONALDSON, *supra* note 5, at § 2. 48.
- (78) UNIFORM TRUST CODE § 504 (e) (2010). ただし、受益者に対して扶養料支払請求権を有する受益者の子、配偶者または元配偶者が、受託者に対して信託の利益の給付を強制できる場合は、この限りではない。
- (79) SCOTT, FRATCHER & ASCHER, *supra* note 1, § 15.3.1; SITKOFF & DUKEMINIER, *supra* note 4, at 704-05; SHAPO, BOGERT & BOGERT, *supra* note 27, § 228, at 571.
- (80) Hamilton v. Drogo, 150 N.E. 496 (N.Y.1926).
- (81) 強制執行により差押えを受けた財産に対して成立するリーエンをいう。
- (82) *Id.* at 497.
- (83) SITKOFF & DUKEMINIER, *supra* note 4, at 705.
- (84) *Id.*
- (85) RESTATEMENT (THIRD) OF TRUSTS § 60 (2003).
- (86) RESTATEMENT (THIRD) OF TRUSTS § 60 cmts. b, c (2003). 同じルールは、第2次信託法リステイトメントでも定められていた。See RESTATEMENT (SECOND) OF TRUSTS § 155 cmt. i (1959). なお、裁量信託の受託者が、受益者の利益のために第三者に直接給付をした場合には、受益者の債権者に対して責任を負わないとする州制定法も存在する。E.g., IND. CODE ANN. § 30-4-2.1-14 (2012); NEV. REV. STAT. ANN. § 163.419 (4) (2015); S.D. CODIFIED LAWS § 55-1-43 (3) (2009).
- (87) UNIFORM TRUST CODE § 501 (2010). なお、浪費者信託の受益者の債権者は、受益者が将来において給付を受ける権利を差し押さえることができない。See also UNIFORM TRUST CODE § 502 comment (2010).
- (88) *E.g.*, ALASKA STAT. § 34.40.113 (f) (2013); ARIZ. REV. STAT. § 14-10501-B (2009); MICH. COMP. LAWS § 700. 7505 (2010); MO. ANN. STAT. § 456.5-504-1 (2022); N.C. GEN. STAT. § 36C-5-501 (b)

- (2007); OHIO REV. CODE ANN. § 5805.03 (2008); S.C. CODE ANN. § 62-7-501 (b) (2014); WIS. STAT. ANN. § 701.0504 (2) (2014).
- (89) RESTATEMENT (SECOND) OF TRUSTS § 156 (2) (1969); RESTATEMENT (THIRD) OF TRUSTS § 60 cmt. f (2003); UNIFORM TRUST CODE § 505 (a) (2) (2010). 後述するように、第2次信託法リステイメントおよび統一信託法典は、受益者の債権者と受益権の譲受人を区別せず、両者につき同ルールを定めているが、第3次信託法リステイメントは、このルールは、任意の受益権譲渡における譲受人には適用されないとする。
- (90) Ware v. Gulda, 117 N.E.2d 137 (Mass. 1954).
- (91) Greenwich Trust Co. v. Tyson, 27 A.2d 166 (Conn. 1941) (受託者は、その絶対的な裁量権にもとづいて、信託の収益を委託者およびその家族に給付することができるものと定められていた場合において、他の受益者が存在していたとしても、委託者に収益のすべてを給付することができるのであるから、委託者の債権者は、その債権を満足させるために、信託の収益に対して権利行使できるとされた事例); Giles v. Ingram, 583 So.2d 1287 (Ala.1991) (Sは自らを生涯受益者、Sの子らを残余権受益者として信託を設定し、受託者はSの扶養に必要な収益及び元本を支払う権限を有すると定められた。Sの不法行為に基づく債権者Xが、当該信託設定の取消しを求めたのに対し、アラバマ州最高裁は、受託者は委託者に信託の収益および元本のすべてを給付することができる権限を有していたとして、当該信託の信託財産をXの債権の引当てとするため、信託設定の取消しを認めた)。
- (92) E.g., DiMaria v. Bank of California, 46 Cal.Rptr. 924 (Cal.App. 1965) (信託条項において、受託者はその裁量により、信託の収益では、受益者の合理的な扶養、医療および快適さに不十分と判断した場合には、その元本を取り崩して委託者兼受益者に給付する権限を有すると定められていた。カリフォルニア州控訴裁判所は、この基準に合致しない元本の給付は裁量権の濫用であるとし、委託者兼受益者の債権者が信託の元本に対して権利行使することを否定した。)
- (93) Ware v. Gulda, 117 N.E.2d 137, 138 (Mass. 1954); Giles v. Ingram, 583 So.2d 1287, 1288-89 (Ala.1991); In re Johannes Trust, 479 N.W.2d 25,28 (Mich.App. 1991).
- (94) Robert Danforth, *Rethinking the Law of Creditors' Rights in Trusts*, 53 Hast. L.J. 287, 305-06 (2002).
- (95) RESTATEMENT (THIRD) OF TRUSTS § 58 (1) (2003); UNIFORM TRUST CODE § 502 (a) (2010).
- (96) RESTATEMENT (THIRD) OF TRUSTS § 58 (1) (2003); UNIFORM TRUST CODE § 502 (c) (2010).
- (97) RESTATEMENT (THIRD) OF TRUSTS § 58 (2) (2003); UNIFORM TRUST CODE § 505 (a) (2) (2010).
- (98) 2022年8月時点で、アラバマ、アラスカ、コネチカット、デラウェア、ハワイ、インディアナ、ミシガン、ミシシッピ、ミズーリ、ネバダ、ニュー・ハンプシャー、オハイオ、オクラホマ、ロード・アイランド、サウス・ダコタ、テネシー、ユタ、バージニア、ウェスト・バージニア、ワイオミングの各州が、資産保護信託の有効性を承認する制定法を有している。See David G. Shaftel, *Thirteenth ACTEC Comparison of the Domestic Asset Protection Trust Statutes* (2022). <https://www.actec.org/assets/1/6/Shaftel-Comparison-of-the-Domestic-Asset-Protection-Trust-Statutes.pdf?hssc=1>
- (99) 州により資産保護信託の有効要件は異なる。See Shaftel, *supra* note 98.
- (100) RESTATEMENT (SECOND) OF TRUSTS § 156 (2) (1959).
- (101) UNIFORM TRUST CODE § 505 (a) (2) (2010).
- (102) RESTATEMENT (THIRD) OF TRUSTS § 60 cmt. f (2003).
- (103) RESTATEMENT (THIRD) OF TRUSTS, Reporter's Note on § 60 cmt. f (2003).

(きむら・ひとし)